

**○平成24年度京都府食品衛生監視指導計画（案）  
に対する意見要旨とこれに対する府の考え方**

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
実施体制	<p>衛生部局、農林水産部局、消費生活行政部局、教育行政部局などの連携体制をつくり、総合的な食の安心安全行政が推進されるよう要望する。特に「くらしの安心・安全推進本部」の機能整備、役割発揮に期待する。</p>	<p>23年度においても、放射性物質の検査や食肉の生食による食中毒事件など、食の安心・安全を脅かす事案については、関係部局で情報交換を行うとともに連携した対応を行ってきたところですが、引き続き総合的な食の安心・安全施策の推進に連携して取り組むこととします。</p>
	<p>くらしの安心・安全推進本部(食の安心・安全部会)が設置され、関係部局が連携を密にして、総合的な取組を進められていることに対し、心強く思う。</p>	
	<p>京都府の食の安心・安全に関わる施策と体制が、よく整理され、見えるようになってきたと評価する。</p>	
	<p>京都府、京都市の「二重行政」がしばしば問題にされる。食の安心安全行政を有効に機能させるためにも、食品安全検査の役割分担をはじめ、京都市との連携について、十分に調整されたい。</p>	<p>京都市との連携については、大変重要であると考えています。検査機関である府保健環境研究所と市衛生環境研究所の連携のあり方について、府市協働パネルを設置して検討したところであり、当面、検査機器の共同利用や技術交流などについて連携していくこととしています。引き続き京都市と連携しながら食品衛生行政の推進に取り組むこととします。</p>
実施方法	<p>放射性物質に係る食の安心・安全の課題は、消費者の関心が高い。「検査機器を整備し、食品中の放射性物質検査を実施すること」は重要である。 また、対象品目の選定の考え方、その検査結果について、その数値の意味するところの消費者理解が進むよう、より一層の工夫が必要である。</p>	<p>食品の放射性物質検査については、24年度の重点事項の一つとして取り組むこととしています。計画的に放射性物質検査を実施し、その結果については府民の方に分かりやすく公表する工夫をしていきます。</p>
	<p>食品の放射性物質汚染問題について、消費者の不安はまだまだ解消されておらず、マスコミ等の報道によって右往左往している状況が続いているので、4月から新しい基準値の考え方を分かりやすく、消費者に伝えていくとともに、確実な検査を行っていただき、「不安」を少しでも解消するために全力をあげて欲しい。</p>	
	<p>「生食用食肉」に関する監視指導が重要である。</p>	

項 目	意 見 の 要 旨	府 の 考 え 方
(実施方法)	<p>「道の駅」などで販売されている農水産加工品・そうざい・弁当等については、衛生管理と併せて表示についても丁寧な指導をお願いします。</p>	<p>農林水産部局と連携し、「食品表示パトロールチーム」による監視指導を引き続き行います。</p>
	<p>22年度の監視指導計画の実施結果では、食鳥検査において「食品として不適」として廃棄された食鳥数がこれまでの状況より高い数値となっているので、引き続き注視して欲しい。</p>	<p>食鳥検査施設における検査結果に注意し、食鳥肉の安全に影響を及ぼす事案が生じていないか引き続き確認していきます。</p>
<p>情報及び意見の交換の実施</p>	<p>食の安全をめぐっての「リスクコミュニケーション」の必要性がますます強まっているので、消費者向けの分かりやすい教育啓発、情報提供を系統的に推進して欲しい。</p>	<p>引き続き関係各課と連携し、リスクコミュニケーションの充実の方策について検討・協議を行っていきます。</p>